

個人情報漏えい保険 団体制度のご案内

役職員の人数
ベースの分かり易い
保険料設定

役職員のマイナンバー
に関する
漏えい事故も対象

情報漏えいの「おそれ」が
発生した場合も対象

法律上の損害賠償金だけで
なく見舞金等の各種費用も
お支払い対象

保険期間

2021年4月1日午前0時～
2022年3月31日午後12時
※中途加入も可能です。

加入依頼書 提出先

株式会社 全福サービス

取扱代理店：株式会社 全福サービス

（お問合せ先） 〒101-0041
（書類送付先） 東京都千代田区神田須田町 1-4-8
NCO 神田須田町 5F

TEL 03-3252-2035
FAX 03-3258-8878

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第一部公務第二課 TEL 03-3515-4124

個人情報漏えい保険の概要

保険契約者

(公財) 介護労働安定センター

この保険は、(公財) 介護労働安定センターを契約者とし、(公財) 介護労働安定センターに登録された介護事業者を記名被保険者とする個人情報漏えい保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である(公財) 介護労働安定センターが有します。

ご加入者 (記名被保険者)

(公財) 介護労働安定センターに登録され、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法いずれかに基づく介護関係業務を行う事業者の皆様

被保険者

- ・記名被保険者
- ・記名被保険者の役員または使用人
(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りま。

個人情報漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や弁護士費用等の支払)や、各種費用損害に対して保険金をお支払いします。

個人情報の漏えい またはそのおそれ



東京海上日動



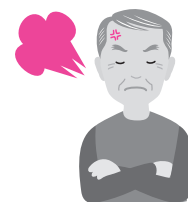
①、②につき
個人情報漏えい保険で
損害を補償！

被保険者



②各種対応費用の支払(※)

被害者

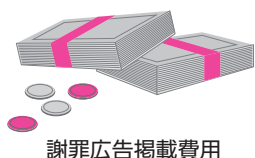


賠償請求

①賠償金支払

▶ 争訟費用等の支出

(※)各種対応費用例



等

お支払いする保険金の種類

賠償責任部分と個人情報漏えい対応費用部分のセット商品となっております。

個人情報漏えい保険(基本契約)

賠償責任部分

《個人情報漏えい特別約款》

保険金をお支払いする損害

① 法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です。

② 保険会社の同意を得て支出した、賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用

③ 保険会社の同意を得て支出した、求償権の保全・行使の費用等の損害防止軽減費用

④ 賠償責任がないことが判明した場合において、事故が発生した際の緊急措置に要した応急手当、護送等の費用または保険会社の同意を得て支出した費用

⑤ 保険会社の要請に伴う協力費用

●漏えいまたはそのおそれに起因する損害賠償請求が保険期間中に日本国内外においてなされた場合に、保険金をお支払いします。

●保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

個人情報漏えい対応費用部分

《個人情報漏えい対応費用担保特約条項》

保険金をお支払いする損害

① 謝罪広告・会見費用

② お詫び状作成・送付費用

③ 見舞金・見舞品購入費用

④ コンサルティング費用

⑤ コールセンター委託費用

⑥ 弁護士への相談費用

※上記のほか、事故原因調査費用や他人に対して損害賠償請求を行う場合の争訟費用、記名被保険者の使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用、記名被保険者の役員・使用人の交通費・宿泊費、通信費等もお支払いの対象となります。

※事故対応期間(被保険者が最初に個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間)内に生じた費用に限りです。

(注) 保険期間中に被保険者が個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見し、そのことが被保険者による公的機関に対する文書による報告等やテレビ・新聞等における発表・報道によって客観的に明らかになった場合に保険金をお支払いします。

●⑥弁護士への相談費用につきましては、社内弁護士や顧問弁護士への報酬を除きます。

●④コンサルティング費用と⑥弁護士への相談費用につきましては、あらかじめ保険会社の書面による同意が必要です。

本保険で対象とする「個人情報」

記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。)

イ. 個人識別符号(*)が含まれるもの

(*) 個人識別符号とは、次のものをいいます。ア. マイナンバー、イ. 運転免許証番号、ウ. 旅券番号、エ. 基礎年金番号、オ. 保険証番号、カ. アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号

【想定事故事例】

- ◆ 職員が意図的に利用者の個人情報を持ち出し、名簿業者に転売した。
- ◆ 事務所に泥棒が侵入し、利用者の個人情報を管理していたファイルが盗み出された。
- ◆ 事務所のパソコンがウイルス感染し、職員のマイナンバー情報がインターネット上に流出してしまった。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払い対象となりません。

〈賠償責任部分・個人情報漏えい対応費用部分共通〉

- ・ 保険契約者または被保険者の故意
- ・ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・ 地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ・ 保険契約者または記名被保険者が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為
- ・ 他人の身体の障害または財物の損壊・紛失・盗取・詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。
- ・ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求

等

〈賠償責任部分〉

- ・ 保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・ 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ・ 株価または売上高の変動

等

付帯される特約条項

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項

基本契約（賠償責任部分）ではお支払いの対象とならない「クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害」に対して、保険金をお支払いする特約です。

e-リスク担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した他人の業務の休止・阻害、電子情報の消失・損壊または人格権侵害（個人情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① コンピュータ・ウィルスの感染
- ② 第三者による不正アクセス
- ③ 被保険者が電子メールで発信した電子情報のかし

上記の事故に起因する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に、保険金をお支払いします。

「お支払いする保険金の種類」につきましては、基本契約の賠償責任部分をご参照ください。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

次の事由に起因する損害

- ① 保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ② 電子マネー
- ③ ソフトウェアの開発またはプログラム作成
- ④ 対象業務の結果を利用して、製造、加工等の工程を経て製作された製品、半製品等の財物の不具合
- ⑤ 対象業務の履行不能または履行遅滞
- ⑥ 被保険者の支払不能または破産
- ⑦ 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合
- ⑧ 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託した情報システムまたはネットワークの不具合
- ⑨ 個人情報漏えい保険の賠償責任部分でお支払いの対象とならない事由
- ⑩ 被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任
- ⑪ 対象業務の追完もしくは再履行または対象業務の結果の回収、点検、修理、交換、やり直し等の措置のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の提供の価値を含みます。)

等

法人情報漏えい担保特約条項

法人情報（記名被保険以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報）の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が負担した次の損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（賠償責任）
- ② 事故原因調査費用や見舞品購入費用など、被保険者が事故対応のために負担した費用損害（費用損害）

「お支払いする保険金の種類」につきましては、上記①は基本契約の賠償責任部分を、②は個人情報漏えい対応費用部分をご参照ください。

なお、個人情報漏えい対応費用部分の（注）につきましては、被害法人に対する詫言状の送付等により明らかになった場合も含みます。また、「個人情報」は「法人情報」と読み替えてください。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

● 賠償責任について、次の事由に起因する損害

- ① 信用のき損、信頼の失墜またはブランド力の低下
- ② 被保険者が他人に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたるとしてなされた請求
- ③ 個人情報漏えい保険の賠償責任部分でお支払いの対象とならない事由

● 費用損害について、次の事由に起因する損害

- ① 被保険者が他人に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたるとしてなされた請求により生じた費用
- ② 個人情報漏えい保険の個人情報漏えい対応費用部分でお支払いの対象とならない事由

等

支払限度額・免責金額・保険料

保険料はご加入者の役職員人数によって定額保険料を設定します。以下3つのタイプからご選択ください。

〈ご加入タイプ〉

(※) 把握可能な最近の前年度(4月～3月)における理事・役員・職員・パートタイマーおよび協会の平均人数
(延べ人員の12カ月分÷12とし、小数点以下で切捨)をいいます。

	賠償責任部分支払限度額 (1請求・保険期間中) (*1) (*3)	個人情報漏えい対応費用部分支払限度額 (1事故・保険期間中) (*2) (*4)
A タイプ	5千万円 (免責1請求につき10万円)	2千万円 (免責1事故につき10万円)
B タイプ	3千万円 (免責1請求につき10万円)	1千万円 (免責1事故につき10万円)
C タイプ	1.5千万円 (免責1請求につき10万円)	5百万円 (免責1事故につき10万円)

〈年間保険料〉 ※中途加入の保険料については、別途お問い合わせください。

役職員の人数	年間保険料			役職員の人数	年間保険料		
	A タイプ	B タイプ	C タイプ		A タイプ	B タイプ	C タイプ
1名～10名	19,950 円	15,750 円	12,610 円	51名～60名	119,700 円	94,500 円	75,660 円
11名～20名	39,900 円	31,500 円	25,220 円	61名～70名	139,650 円	110,250 円	88,270 円
21名～30名	59,850 円	47,250 円	37,830 円	71名～80名	159,600 円	126,000 円	100,880 円
31名～40名	79,800 円	63,000 円	50,440 円	81名～90名	179,550 円	141,750 円	113,490 円
41名～50名	99,750 円	78,750 円	63,050 円	91名～100名	199,500 円	157,500 円	126,100 円

(※) 役職員人数が101名以上の事業者様におかれては、取扱代理店まで個別にご照会下さい。個別に保険料を算出し、ご案内させていただきます。

- (*1) 基本契約(賠償責任部分)、法人情報漏えい担保特約(賠償責任部分)、e-リスク担保特約、クレジットカード番号等漏えい危険担保特約の限度額が共有となります。
- (*2) 基本契約(個人情報漏えい対応費用部分)、法人情報漏えい担保特約(費用損害部分)の限度額が共有となります。
- (*3) 個人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して被害者以外の者が支出した費用につき被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、「個人情報の漏えい対応費用部分」と同額の支払限度額が適用されます。(「個人情報漏えい対応費用部分」の支払限度額の内枠となります。)
- (*4) 個人情報漏えいまたはそのおそれに対する見舞金・見舞品購入費用については、被害者1名につき500円、法人情報漏えいに対する見舞品購入費用については、被害法人1社につき3万円を限度とします(法人情報漏えいにつきましては、見舞金は対象となりません)。コンサルティング費用については、1事故あたり500万円をお支払いする保険金の限度とします。ただし、個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額が500万円未満の場合は、他の費用損害と合算して、個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額が限度となります。

ご加入方法

◆年間加入の場合◆

保険期間：2021年4月1日午前0時～2022年3月31日午後12時

3月12日（金）までに、「個人情報漏えい保険加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、取扱代理店（株）全福サービスまでご郵送ください。

保険料につきましては、年間保険料欄の該当箇所をご確認のうえ、別途ご案内する専用の口座にお振込みください。

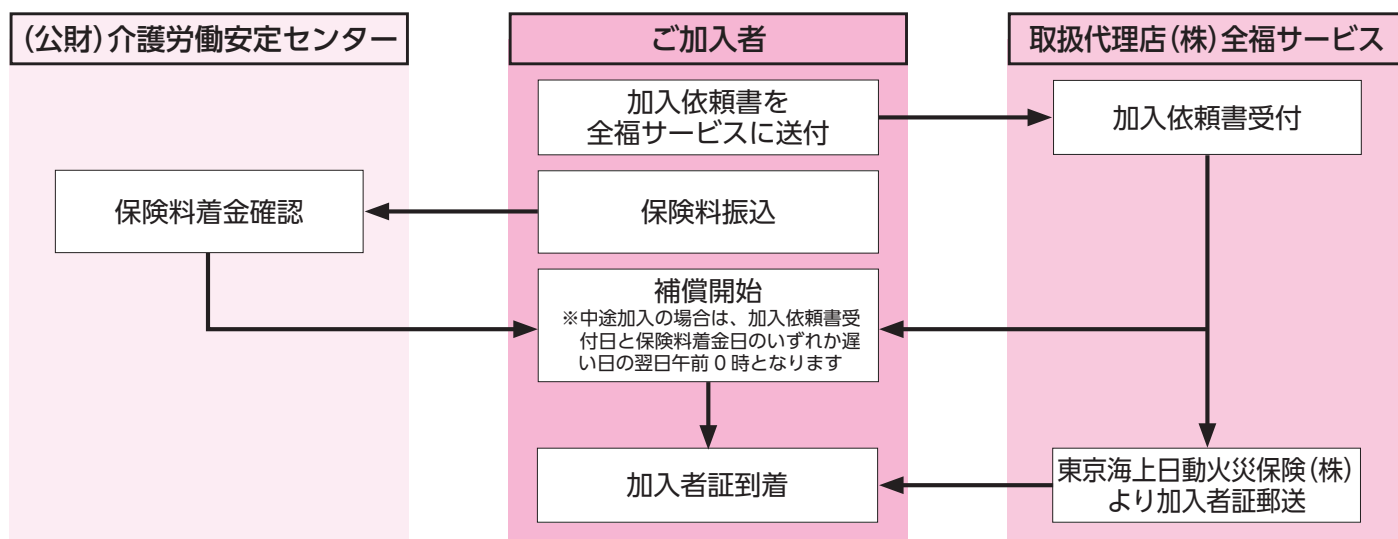
例）役職員の平均人数が25名で、Aタイプに年間加入の場合は、59,850円。

◆中途加入の場合◆

保険期間：加入依頼書を取扱代理店（株）全福サービスが受け付けた日、または保険料を（公財）介護労働安定センターが受領した日のいずれか遅い日の翌日午前0時から翌3月31日午後12時まで。

「個人情報漏えい保険加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、取扱代理店（株）全福サービスまでご郵送ください。

中途加入の際の保険料につきましては、中途加入保険料表をご参照いただき、別途ご案内する専用の口座にお振込みください。（お手もとに保険料表がない場合は、取扱代理店（株）全福サービスまでお問い合わせください）



〈もし事故が起きたときは〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知おきください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。*代理店には、告知受領権があります。

〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

〈ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について〉

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈加入者証〉

加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、2か月経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

このご案内書は、個人情報漏えい保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。個人情報漏えい保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)